省令

○法務省令第二十二号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、法務省聴聞規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

法務大臣　齋藤　健

法務省聴聞規則の一部を改正する省令

法務省聴聞規則（平成六年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「に対し」の下に「、速やかに」を加え、同条第二項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。